

議案第42号

筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和6年2月28日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

筑西市医療福祉費支給に関する条例（平成17年条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「掲げる者」の次に「（65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。）」を加え、同号ア中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号イ中「じん臓」を「腎臓」に改め、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号ウ中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号エ中「3級」の次に「又は4級」を加え、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号カ中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受け

たものに限る。）」を削り、同号キ中「第6条第3項の規定による1級に該当するもの（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を「第6条第3項（以下「政令第6条第3項」という。）の1級に該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ク 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当するものであって、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当するもの

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者であって、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当するもの

第4条第6項中「健康保険法」の次に「（大正11年法律第70号）」を加える。

第5条第3項中「支払い」を「支払」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の筑西市医療福祉費支給に関する条例の規定は、施行の日以後の診療に係る医療福祉費の支給について適用し、施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。